

お知らせ

2021年8月10日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請を行いました
— 特定重大事故等対処施設及び常設直流電源設備（3系統目）の
運用に係る体制や手順等を新たに規定 —

当社は、本日、原子炉等規制法に基づき、玄海原子力発電所3，4号機の特定重大事故等対処施設^{*1}及び常設直流電源設備(3系統目)^{*2}の設置に係る原子炉施設保安規定変更認可申請書を、原子力規制委員会へ提出しました。

今回の変更は、特定重大事故等対処施設及び常設直流電源設備（3系統目）の運用に係る体制や手順等を新たに規定するものです。

当社は、今後とも、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の安全性及び信頼性向上に取り組んでまいります。

以 上

※1 特定重大事故等対処施設

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、2013年7月施行の新規制基準において、設置が要求されているもの。

※2 常設直流電源設備（3系統目）

全交流動力電源が喪失した際に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する設備。

新規制基準において、現在設置済である2系統の直流電源設備に加え、もう1系統の特に高い信頼性を有する電源設備の設置が要求されているため、各号機に常設直流電源設備（3系統目）を設置するもの。



「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九電グループの思いです。